

栗原市職員に対する懲戒処分について

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 対象職員及び処分内容

総務部	課長級	50代	減給1月（1／10）
市民生活部	課長補佐級	50代	戒告

2 管理監督責任（上記処分に係る当時所属部署の上司）

部長級	50代	文書厳重注意
次長級	50代	文書厳重注意

3 事件概要

総務部課長級職員及び市民生活部課長補佐級職員は令和8年2月、住民基本台帳事務における支援措置申出者の住民票（除票）について、加害者の代理人である弁護士からの請求に対し、総務省からの通知※に基づき職務上請求を拒否すべきところ、「弁護士からの職務上の請求である、不当な目的ではない」と判断し誤って交付したものの。

翌3月に他の自治体からの連絡を受け、事務ミスが発覚したものの。

このことにより、被害者に対し心よりお詫びを申し上げ、関係自治体と協議し、転居することとし、栗原市において転居費用（約45万円）を負担した。

※総務省からの通知

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて（平成30年3月28日付総務省自治行政局住民制度課長）において、加害者の代理人として住民票の写し等の申出があった場合は、加害者本人から当該申出があったものと同視し申出を拒否する。

4 処分年月日

令和8年7月31日